

■令和3年度障害者総合支援法 横浜市指定事業者集団指導に係る質問及び回答

(施設入所支援・日中活動系サービス・就労定着支援・共同生活援助・短期入所)

番号	サービス種別	分類	質問	回答
1	サービス共通	事故報告について	事故発生時の第一報を電話により計画相談事業所に入れることになっていますが、書面での報告も必要でしょうか。	事故発生の第一報については、書面報告までは求めておりません。県、市、援護の実施機関である区役所、相談支援専門員(計画相談事業所)、第一報は電話連絡のみで結構です。 相談支援専門員(計画相談事業所)が関わっているご利用者の場合、区役所と同様、ご利用者の実務に直接携わる機関への早急な情報の共有という観点から、連絡をお願いしています。 事故報告書については、県と市へご提出ください。
2	短期入所	実績記録票について	サービス提供の状況欄に記載する項目が、日中のみ、他サービス併給の二種類となっていますが、宿泊を伴う1日短期入所を利用した場合はどのように記載すればいいのでしょうか。また、他サービスも利用しないで夜間だけ利用した場合もどのように記載すればいいのでしょうか。	短期入所実績記録票の「サービス提供の状況」欄について、宿泊を伴う1日短期入所を利用した場合や、他サービスを利用しないで夜間だけ利用した場合は空白で結構です。
3	日中活動系サービス	営業日について	土曜や祝日は、平日と異なるプログラムの内容・運用をし平日よりも少ない職員でサービスを提供できる場合、営業日の要件を満たしていると考えられるか。	営業日とみなす要件として、運営規程の営業日・営業時間に定めがあり、どの利用也希望すればサービス提供を受けられる状態にする必要があります。 また、職員配置は当該月の人員配置基準を満たした上で、利用者の安全が確保され、適正にプログラム提供のできるであれば、平日より少ない職員配置でも可能です。
4	就労移行支援	人員配置について	今回の改定で就労支援員の常勤配置が必ずしも必要ではなくなったが、同一人物で同一事業所内において、就労支援員の非常勤と生活支援員の非常勤との兼務は可能ですか？	可能です。ただし、就労支援員と生活支援員としての勤務時間を切り分け、職種ごとに勤怠管理を行ってください。
5	就労移行支援	加算について	移行準備支援体制加算について、企業等における職場実習に係る事前面接、期間中の状況確認をオンラインで実施した場合についても、加算要件を満たしたとしてよいか。	職員が同行して支援を行っていない場合は、要件を満たさないため、職員が事業所内からオンラインで支援したとしても加算の算定ができません。 なお、移行準備支援体制加算については、「施設外支援の要件+移行準備支援体制加算の要件」を満たした場合に算定できるとされています(平成24年Q&A問82)。
6	就労移行支援	加算について	集団指導共通資料P43 移行準備支援体制加算について、※1、※2(エ)その他必要な支援について、通院同行して就職するにあたり勤務時間や勤務日数に関して助言をいただくために職員が同行する場合は該当しますか？また、通院同行をしてご本人が主治医に伝えきれていないことを職員が同行してお伝えするような支援は該当しますか？	該当しません。移行準備支援体制加算は前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして本市に届け出た事業所で、職場実習又は求職活動のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、算定できるものです。職場実習又は求職活動とは、企業等での職場実習やハローワークでの求職活動等が想定されており、通院同行は施設外支援には該当しません。
7	就労継続支援B型	工賃について	B型工賃に関して、時給制にしている事業所はあるのでしょうか？また、勤怠態度や完成品の質などで明確に分けられる場合は時給に差が出てよろしいのでしょうか？	①時給制をとることは問題ありません。 ②原則、完成品の質や勤怠態度等技能に応じて差を設けることは認められません。但し、客観的に明確な根拠(作業量や作業内容、作業工程)によって差を設けることは可能です。そのような場合は、工賃規程に定めて事前に利用者によく説明する等の対応を行ってください。
8	就労継続支援B型	加算について	就労移行支援体制加算について、集団指導共通資料P43に「A型からA型に移った場合は加算の実績とはならない」と書いてあるが、B型からA型に移った場合は加算の対象になるのかご教示いただきたいです。	就労継続支援B型から就労継続支援A型に移行した場合についても、加算の実績とすることはできません。